

知財総合支援窓口の活用方法と注意点

幸 知之(さいわい ともゆき)
知的財産教育協会 中小企業センター

知的財産に関する問題に初めて直面した時、どこに相談すればよいのか、誰に聞けばよいのか、よくわからない人が多いかと思います。また、知的財産についてよくわかっていても、社外の人意見を聞きたい、あるいは専門家にセカンドオピニオンとしてのアドバイスを受けたいということがあるかもしれません。このような時のために、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下、「INPIT」と記載）は、主に中小企業を相談対象として特許や商標などの知的財産に関するアドバイスを行う「知財総合支援窓口」を全国47都道府県57カ所に設置しています。今回はこの支援窓口で、どのようなアドバイスをしているのか、どのような活用ができるのか、また利用する時の注意点などに焦点をあてて、説明します。

■知財総合支援窓口とは

「知財総合支援窓口」は主に中小企業を対象として、“無料”で特許や商標などの知的財産に関する相談を受け付け、その相談についての課題および解決方法を導きだすことを目的とした窓口です。具体的に言えば、例えばノウハウも含めた特許に関わる発明に関することであれば、発明のアイデア段階から事業展開までの支援をすることになっています。また、知的財産に関する相談を受け付け、その相談に係る課題の解決を支援する窓口でもあります。

■知財総合支援窓口の支援場所

知財総合支援窓口は全国47都道府県に57カ所設置されています。都道府県によっては拠点の窓口の他、サテライトで支援窓口を開いているところもあります。

知財総合支援窓口の詳しい設置場所は知財総合支援窓口のホームページ「知財ポータル」の全国の窓口一覧でご確認ください。

【知財ポータル：全国の窓口一覧】

<http://chizai-portal.jp/area/>

■知財総合支援窓口での対応者

知財総合支援窓口には、窓口支援担当者と知財専門家が配置されています。

窓口支援担当者はこの窓口で、中小企業等が経営の中で抱える知的財産に関する悩みや相談をワンストップで受け付け、相談者からヒアリングを行います。このヒアリングを通

して見つかった課題に応じた解決策を提案します。また、窓口での相談だけでなく、必要に応じて企業に訪問して知的財産についての内容や活用方法を説明することも行っています。

そして、窓口支援担当者はこれらの悩みや相談の中で専門的な支援を受ける必要があると判断した案件について、相談者に対し知財専門家と相談することを勧めています。

知財専門家は各窓口において、弁理士が週に1回以上、弁護士が月に1回以上常駐しています。弁理士や弁護士以外でも、相談内容に応じて、「デザイナー、デザインコンサルタント」「ブランド専門家」「海外知財法務専門家」「中小企業診断士・企業OB」の専門家も利用いただける場合がありますので、相談時に窓口支援担当者に確認してください。

○デザイナー、デザインコンサルタント

デザインのアドバイスだけでなく、製品素材・市場・ユーザー・生産・コスト等から多面的にアドバイスしていただけます。

○ブランド専門家

ブランドをどのように育成すればよいか、販売に関するコンセプト作りなどをアドバイスしていただけます。

○海外知財法務専門家

海外企業との契約や海外展開時の注意点などをアドバイスしていただけます。

○中小企業診断士・企業OB

経営面における診断や事業展開の方針などについてアドバイスをしていただけます。

■**知財総合支援窓口の利用可能者と制限**

知財総合支援窓口の窓口支援担当者へはどなたでも相談できます。ただし、知財専門家を利用する場合には、下記3点の注意が必要です。

○中小企業基本法の定義での制限

知財専門家と相談できるのは、中小企業庁の「中小企業者の定義」において中小企業と見なされる企業と個人の方となります。特に、大企業の資本提携を受けている中小企業、いわゆる“みなし中小企業”の方は知財専門家の支援を受けられない場合もありますので、相談時に窓口支援担当者に確認してください。

○利用者の住所または居所での制限

知財専門家を利用できる窓口は、相談をする会社又は個人の方の住所又は居所がある都道府県の窓口に限定されています。その窓口の都道府県内に住所又は居所がない場合は、窓口支援担当者に相談できても、知財専門家の利用はできませんので注意してください。

○利用回数の制限

知財専門家と相談できる回数が限られている場合があります。この点についても相

談時に窓口支援担当者に確認してください。

■知財総合支援窓口の活用

知的財産管理技能士の資格をお持ちの方は、基本的な知的財産権制度についてはご理解いただいていると思います。窓口支援担当者は相談に来られた方がどの程度の知識をお持ちなのか分からない場合があるため、基本的な事項からご説明することもありえるようです。そのことを前提として、知財総合支援窓口の次のような活用をご提案します。

○相談相手として利用

中小企業の知財担当者の中にはおひとりで知的財産の管理や活用をされている方が多いかもしれません。社内に知的財産に関して相談できる方がいらっしゃらない場合、窓口支援担当者や知財専門家を相談相手として活用することができます。

○セカンドオピニオンとして利用

弁理士や弁護士と会社で契約されている場合や、個別に相談されている場合があると思います。その回答の裏付けや、違う観点からのアドバイスが欲しい場合、知財総合支援窓口の知財専門家を活用することができます。

○発明等の確認や、特許などの出願書類の確認の場として利用

企業内でお考えになられた発明や意匠等に権利が発生する可能性があるかどうか、もしくは相談者が作成された特許などの出願書類を確認してもらえます。出願書類の確認については、窓口支援担当者は書類に形式的な不備がないかどうかのアドバイスに留まります。知財専門家は内容について一般論の範疇になりますが、できるだけ相談者の現状に沿ったアドバイスを行っていただければと思います。

ただし、弁理士法との関係から、知財総合支援窓口での願書や特許明細書等の作成及び権利性の判断等についてはアドバイスのみとなり、窓口支援担当者や知財専門家は書類作成の代行を行うことや、権利性の有無の判断をすることができません。

○特許や商標の検索方法や調査の指導を仰ぐ場としての利用

知財総合支援窓口では窓口支援担当者が I N P I T 提供の特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の操作方法を説明しています。詳しい検索方法や調査方法については知財専門家の指導を仰ぐことができます。

○権利侵害している(されている)かどうかの確認の場としての利用

特許や商標などで権利侵害をされている(あるいは、権利侵害をしている可能性がある)場合があります。このような場合、知財の実務的な助言として知財専門家の弁理士を活用することや、法律的な問題や裁判時に起こりうる問題の助言として弁護士を活

用することができます。

○外部機関の連携支援の依頼として利用

相談者の相談内容に応じて販路開拓や海外ビジネス展開について、必要に応じて外部機関と連携して支援を行うことや、補助金など助成制度を実施している支援機関の紹介を行うこともできる場合がありますので、窓口支援担当者に確認してください。

(参考) 特許庁/工業所有権情報研修館 知財総合支援窓口 知財ポータル

URL: <http://chizai-portal.jp/>

2016/5/6

■ 著者 ■

幸 知之(さいわい ともゆき)

知的財産教育協会 中小企業センター ワーキンググループメンバー

財団法人日本特許情報機構と株式会社パトリスにおいて、特許情報データの作成及び蓄積、商品企画、営業、特許調査のマネージメントなどに従事した後、2013年4月から2016年3月まで兵庫県知財総合支援窓口の窓口支援担当者として中小企業等に対して、知的財産権制度の概要説明、特許や商標などの出願支援、特許情報プラットフォーム(J-Platpat)の検索指導などを行った実績がある。